

ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。

- 五 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

六 指定特定施設は、消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

七 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

八 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用

されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準第百九十二条の六までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第二百五十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百五十九条の重要な事項に関する規定の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権

利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

- 4 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第二百五十九条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数

四 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地

六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

七 施設の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要な事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第二百六十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービス事業者に対して、介護予防サービスの提供に関する業務を委託する旨の契約は、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。

3

受託介護予防サービス事業者が提供する介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション及び第二百八十二条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及びサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第 号）第二百八十二条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項で定める方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項で規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、第四項で規定する事業の開始に当たって契約を締結する受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項で定める方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を適宜締結するものとする。

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合については、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第二百六十一条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用

型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第二百六十四条において準用する第二百四十七条に規定する介護予防特定施設サービス計画

二 第二百六十三条第二項に規定する受託居宅サービス事業者等から受けた報告に係る記録

三 第二百六十条第八項に規定する結果等の記録

四 次条において準用する第二百三十三条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

七 次条において準用する第二百三十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

八 次条において準用する第二百三十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

九 次条において準用する第二百四十一条第三項に規定する結果等の記録

十 施行規則第八十三条の九第三号に規定する書類

第二百六十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十条、第五十二条、第一百四条、第一百五条、第二百三十五条から第二百三十八条まで、第二百四十一条、第二百四十二条及び第二百四十三条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所及び受託居宅サービス事業所」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等のサービス」と、第二百四十一条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるいは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（介護予防サービスの提供）

第二百六十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならぬ。

(準用)

第二百六十四条 第百四十七条及び第二百四十六条から第一百五十条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百四十七条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針

(基本方針)

第二百六十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(専門相談員の員数)

第二百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）「」とに置くべき専門相談員（指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道

府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者をいう。以下この節から第四節まで及び次章において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業所と指定介護予防福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく専門相談員の員数を満たすことをもつて、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

一 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項

二 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第二百八十二条第一項

三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第二百八十二条第一項

(管理者)

第二百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他

の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二百六十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百七十三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、指定居宅サービス等基準第百九十六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百六十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を

提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第二百七十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要な事項

(適切な研修の機会の確保)

第二百七十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第二百七十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第二百七十三条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事

業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（記録の整備）

第一百七十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

（記録の整備）

第二百七十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

二六一頁

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録

三 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第二百七十六条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条並びに第二百二条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」

と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第一百一条第二項中「待遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第二百七十七条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百七十八条 専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師から情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関

し、点検を行うものとする。

四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(専門相談員の員数)

二六五頁

第二百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき専門相談員（基準該当介護予防福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者をいう以下この節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第二百五条の二第一項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第二百五条の二第一項に規定する専門相談員の員数を満たすことをもって、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百八十条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十五条、第三十六条、第五十二条及び第二百七十六条を除く。）並びに第五節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。）の事業に準用する。

この場合において、第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第一百二条第二項中「待遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とある

二六七頁

のとす。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 基本方針

（基本方針）

第二百八十二条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(専門相談員の員数)

第二百八十二条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業所と指定特定介護予防福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるいすれかに基づく専門相談員の員数を満たすことをもつて、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

一 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第二百八条第一項

二 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第二百六十六条第一項

三 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準第二百九十四条第一項

(管理者)

第二百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所とともに専業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二百八十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

い。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第二百十条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第二百八十五条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第二百八十六条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第五十六条第二項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらか

じめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

第二百八十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- 一 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- 二 提供した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

- 四 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(記録の整備)

第二百八十八条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を

整備しておかなければならぬ。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならぬ。

一 第二百八十五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第一項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十五条第一項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(準用)

第二百八十九条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十三条、第二十九条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第一百二条第一項及び第二項並びに第二百七十条から第二百七十四条までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十二条」と、「訪問介護員等」とあ

るのは「専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二条第二項中「待遇」とあるのは「サービス利用」と第二百七十条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百七十二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第二百九十条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするも

のであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第一百九十二条 専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 四 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- 五 介護予防サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第九十条第一項第三号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。